# 省　令

**○農林水産省経済産業省令第二号**

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行に伴い、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人） | （特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人） |
| **第九十条の十一**　法第百九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。 | **第九十条の十一**　法第百九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| 四　次に掲げる要件の全てに該当する個人 | 四　次に掲げる要件の全てに該当する個人 |
| イ　（略） | イ　（略） |
| ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 | ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 |
| (1)　（略） | (1)　（略） |
| (2)　金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（(6)に掲げるもの及び(7)に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） | (2)　金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（(6)に掲げるもの及び(7)に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） |
| (3)～(7)　（略） | (3)～(7)　（略） |
| ハ　（略） | ハ　（略） |

**附　則**

この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

**○経済産業省令第八十五号**

弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十一条第六号及び第十六条の規定に基づき、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

弁理士法施行規則の一部を改正する省令

弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第六条**　法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。 | **第六条**　法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。 |
| 一　［略］ | 一　［略］ |
| 二　第三条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者　当該科目 | 二　第三条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者　当該科目 |
| 三～十二　［略］ | 三～十二　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。